

ご存知ですか!? “ごみ” ニティ活動支援事業

- ・ごみステーションの管理用具の貸与
- ・ごみボックス購入等の補助



ご利用に当たって、まずはお問い合わせください。（連絡先は裏面）
場所によって条件等が異なるため職員が説明等に伺います。

広島市では、10世帯以上が使用する屋外のごみステーションを対象として、
ごみステーションの管理用具の貸与とごみボックス購入等の補助金交付の制度を設
けています。

（管理用具の貸与・ごみボックス購入等の補助金は、いずれか1回のみ利用できます。）

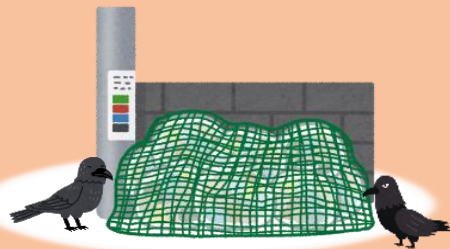
ごみステーションの管理用具の貸与

ごみ収集枠（折り畳み式）



ごみ収集枠は 約10世帯用と約15世帯用があります。（形状等に変更する場合があります。）

カラスよけネット



防水シート



カラスよけネット・防水シートは 約10世帯用と約20世帯用があります。



ごみボックス購入等の補助

○補助の対象

ごみボックスの購入、製作又は修理に係る経費（設置費用を含む。）

※ごみボックスの種類については、広島市が特定の商品を推奨することはできませんので、
設置場所等を考慮のうえ、使用される方々でごみボックスを選定してください。

○補助金額

限度額はごみボックス1台につき5万円です。ただし、3万円以下は全額、3万円を超える
場合は3万円を超える額の2分の1を加算します。（千円未満は切り捨て。）

※補助金交付制度を利用する場合、ごみボックスの購入等の時期は、補助金交付決定の後に
購入等をする必要があります。決定前に購入等をしたものは補助の対象にはなりません。

その他の支援

ごみ収集枠の貸与を受けてから一定期間（5年以上）が経過し、老朽化したもので、自ら修理ができないなど一定の要件を満たすものについて、使用状況等を確認の上、適切に管理していたと認められる場合に限り、再生品との取替えを行います。

また、ごみボックスの購入等の補助を受けたものについては、一定期間（10年以上）が経過し、前述と同様の場合に限り、補修に係る経費を対象に補助を行います。

※上記いずれの場合も、利用は1回限りです。

問い合わせ

受付期間など、詳しくは環境事業所もしくは業務第一課までご連絡ください。



連絡先	所在地	電話番号 (FAX)	所管区域
中 環境事業所	中区南吉島一丁目5-1	082-241-0779 (082-241-1407)	中 区 東 区
南 環境事業所	中区南吉島一丁目5-1 (※南工場建替の間、中環境事業所と 同一の所在地に移転しています。)	082-286-9790 (082-286-9791)	南 区
西 環境事業所	西区商工センター七丁目7-1	082-277-6404 (082-277-6406)	西 区
安佐南 環境事業所	安佐南区伴北四丁目4013-1	082-848-3320 (082-848-4411)	安佐南区
安佐北 環境事業所	安佐北区可部町大字中島1471-8	082-814-7884 (082-814-7894)	安佐北区
安芸 環境事業所	安芸区矢野新町二丁目3-18	082-884-0322 (082-884-0324)	安 芸 区
佐伯 環境事業所	佐伯区海老園一丁目4-48	082-922-9211 (082-922-9221)	佐 伯 区
業務第一課	中区国泰寺町一丁目6-34	082-504-2220 (082-504-2229)	全 市

この情報は広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp>) にも掲載しています。

◀掲載場所▶ トップページ> くらし・手続き> ごみ・環境> ごみの分別・出し方> 助成・手当
(ごみステーション)> 広島市ごみステーションの管理用具の貸与制度及び広島市ごみボ
ックス購入等補助金交付制度

